

# 令和8年度フクモクフェス開催等業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

## 1 目 的

平成29年7月に施行された「みんなでつかおう『ふくいの木』促進条例」に基づき、県民が木に親しみ触れ合い、ふくいの木の良いおよびその利用の意義を学び、ふくいの木の利用の促進を図るためのイベントとして、フクモクフェスを開催します。

このため、フクモクフェスの開催にあたって、令和8年度フクモクフェス実行委員会の委員としてふくいの木の利用の促進を図るための効果的な取組みを提案できる者、かつ、フクモクフェスの企画、運営、広報等を実行できる者を選定することを目的として、公募型プロポーザルを実施します。

## 2 担当部局

本業務の担当部局（以下「担当部局」という。）は、下記のとおりです。

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室

電 話 0776-20-0449

メール kensanzai@pref.fukui.lg.jp

## 3 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度フクモクフェス開催等業務

### (2) 開催場所

福井県産業会館（福井県福井市下六条町103番地）

〔 展示施設（1号館展示場、2号館展示場、本館展示場、屋外展示場、多目的ホール）  
 会議・商談室（第1～3会議室、1号館商談室、2号館商談室） 〕

### (3) 開催日

令和8年9月12日（土）、13日（日） [2日間]

〔 設営・出展者搬入 9月10日（木）、11日（金）  
 撤収 9月13日（日） 〕

### (4) 想定来場者数

1.5万人

### (5) 業務内容

業務の具体的な内容については、下記ア、イおよび次項(6)を基本とし、企画提案書の内容を受けて最終的に決定することとします。

ア フクモクフェス実行委員会が開催するフクモクフェスについて、その委員として行うふくい  
の木の利用促進に向けた効率的なイベント内容等の助言および提案

イ フクモクフェスの企画、設営、運営および広報など開催に関する業務

- (ア) 開催趣旨に係る企画および賛同する関係機関、団体、事業者等が出展するためのブース設営・調整、物品、資材等のレンタル、運送、管理一式
- (イ) 警備（警備員等の手配、管理等）
- (ウ) 広報（企画、製作、広報活動等）
- (エ) 経理（収支管理等）
- (オ) その他フクモクフェスの開催に必要な業務

#### (6) 実施内容等

県民が木に触れ、遊び、体験することを通じて、ふくいの木の良いことやその利用の意義ならびに理解・関心を深めるとともに、ふくいの木を用いた製品等を生活に取り入れる意識を醸成するため、下記の項目について実施することとします。

##### ア 必須事項

以下の事項について、「みんなでつかおう『ふくいの木』促進条例」を踏まえ、フクモクフェスを通して、子どもから大人まで幅広い年齢層の来場者が、木に親しみ触れ合い、ふくいの木の良いことやその利用の意義等について楽しく理解、体験できる内容としてください。

- (ア) 主たる企画の一つとして、大型木製遊具の設置や多数の木製玩具の設置など大人数の参加者が一度に体験できるブースを設けること。
- (イ) ふくいの木を使用する工務店、木工所および製材所等が参画し、ふくいの木を使用した住宅の PR 等の実施ならびに家具、建具および内装材等の優れた製品の展示・販売ができるブースを設け、認知度の向上や継続的な木材利用につながる企画を行うこと。

##### イ 独自事項

必須事項のほか、フクモクフェスがより魅力的、かつ、効果的なイベントとなる企画を提案すること。

#### (7) 履行期限

令和9年3月31日

## 4 県負担金の限度額

令和8年度の県負担金の限度額を5,402,000円（消費税および地方消費税を含む。）とします。なお、上記の額は、会場賃借料など本業務に関する全ての費用を含むものとします。

ただし、企業版ふるさと納税またはプロジェクト型ふるさと納税により県負担限度額が増額する場合があります。

また、来場者から徴収する入場料、出展者から徴収する出展料および協賛企業からの協賛金等の収入を見込み、上記の額を超える企画提案を行うことができるものとします。

入場料等により発生した収入については、事業運営に充当することができるものとします。ただし、開催の結果、開催に要する費用が収入を超過する場合であっても、県負担金の限度額は変わりません。

## 5 プロポーザル参加資格

公募に参加できる者は、次のアからコまでの参加要件をすべて満たしている者としてします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

- イ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ウ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- エ 本店、支店および営業所等が国税または地方税を滞納していない者であること。
- オ 福井県内に本社または営業所等を有する者。  
なお、共同企業体として参加する場合は、その構成員であるいずれかの者が福井県内に本社または営業所等を有する者であること。
- カ 子どもから大人まで幅広い年齢層に対する木材利用の促進に関するイベントなどの本プロポーザルで求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有し、本業務について十分な業務遂行能力があること。
- キ 将来、県の事業が終了しても（県の負担金がなくても）フクモクフェスと同様の趣旨のイベントを継続して開催することができる者であること。
- ク 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ケ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複参加していないこと。
- コ その他知事が必要と認める事項。

## 6 手続

### (1) プロポーザルの日程

日程については、下記のとおりとします。

なお、審査会の日程および審査結果の通知期日等については、都合により変更する場合があります。

項 目	日 程
質問書の提出期限	令和8年3月25日（水）
質問書に対する回答期日（県ホームページで公表）	令和8年3月27日（金）
参加表明書等の提出期限	令和8年3月31日（火）
参加資格審査の結果通知	令和8年4月 3日（金）
企画提案書提出期限	令和8年4月10日（金）
審査会（プレゼンテーション）	令和8年4月中旬
審査結果の通知・公表	令和8年4月中旬

### (2) 質問の受付および回答

本業務に関する質問は、質問書（様式1）により、6の(1)に定める期限までに担当部局あて、電子メールにて提出してください。

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、6の(1)に定める期日までに、県ホームページで公表します。

ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合があります。

### (3) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加表明者」という。）は、下記により必要書類を提出してください。

① 提出期限	令和8年3月31日（火）17時まで（必着）
② 提出方法	持参または郵送による。 ※持参の場合は、9時～17時の間に受け付けます（土日、祝日は除く。）。 ※郵送の場合は、書類の收受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等にしてください。
③ 提出先	2に記載の担当部局まで
④ 提出書類	ア 参加表明書（様式2） ※共同事業体の場合、協定書を添付すること。また、円滑な事業運営を確保するため、構成員の中から中心的役割を担う代表者を選定すること。 イ 企画提案参加資格誓約書（様式3） ウ 法人等概要書（様式4） ※共同企業体の場合、すべての構成員分を提出すること。 エ 履歴事項全部証明書 ※共同事業体の場合、すべての構成員分を提出すること。 オ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書

	カ 管轄する税務署が発行する法人税、消費税および地方消費税に滞納がない旨の証明書 キ 提案を求める業務と同種または類似業務を開催または履行した実績(様式5)
⑤ 提出部数	印刷物1部およびCD-R等の電子媒体1部
⑥ その他	参加表明書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式6)を企画提案書の提出期限までに提出すること。 なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはありません。

#### (4) 参加資格審査の結果通知等

参加表明者については、担当部局において資格要件を確認し、その結果を上記6の(1)で定める期日までに通知するとともに、企画提案書の提出について書面で要請します。

なお、要件を満たさなかった者には、書面によりその旨およびその理由を通知します。

要件不適格の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日および休日を除く。)以内に、知事に対して書面(様式任意)により説明を求めることができます。

説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、10日(土曜日、日曜日および休日を含む。)以内に書面により回答します。

書面は担当部局まで持参するものとし、持参以外の方法は認めません。

#### (5) 企画提案書の提出

企画提案書の要請通知を受理した者(以下「提案者」という。)は、下記により必要書類を提出してください。

なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

① 提出期限	令和8年4月10日(金) 17時必着
② 提出方法	持参または郵送による。 ※持参の場合は9時~17時の間に受け取ります(土日、祝日は除く。) ※郵送の場合は、書類の收受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等にしてください。
③ 提出先	2に記載の担当部局まで
④ 提出書類	企画提案書(様式7)
⑤ 提出部数	印刷物7部(正本1部、副本6部)およびCD-R等の電子媒体1部
⑥ その他	ア 企画提案書の提出後に辞退する場合は、審査会開催日前日の午後1時まで、辞退届(様式6)を担当部局まで持参または郵送してください。 なお、当該辞退を理由として、以後の選定等において、不利益な取扱いはありません。 イ 企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

## 7 審査

### (1) 審査方法

審査は、フクモクフェスプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行います。

採択者の選定に当たっては、委員会において、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書および提案者による説明の内容を総合的に審査し、最も評価の高い提案者（以下「最優秀提案者」という。）を採択者として選定します。

なお、審査項目は別表のとおりとします。

また、審査は非公開とします。

### (2) 提案者による企画提案書の説明

下記のとおりとし、具体的な施日時および場所については、後日、提案者に通知します。

① 実施日時	令和8年4月中旬
② 実施場所	未定
③ 説明書	業務実施責任者を含む3人以内
④ 所用時間	一提案者あたり ア 提案者による説明 20分程度 イ 質疑応答 10分程度
⑤ 注意事項	ア 提案者は、他の提案者の説明を傍聴することはできません。 イ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象外とします。 ウ 提案者による説明は、提出資料の捕捉説明とし、記入なき内容に関する説明は一切無効とします。 エ 使用する備品等は、全て提案者で用意してください。ただし、プロジェクター、スクリーンおよびコンセントは県が用意します。 オ 説明時の追加資料は受理しませんが、質疑に対して必要と考えられる資料の提示は認めます。その際の提示方法は問いません。

### (3) 審査結果の通知および公表

#### ア 提案者への通知

審査結果は、提案者全員に書面により通知します。

なお、審査結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

#### イ 県ホームページでの公表

審査結果については、県ホームページにおいて、以下の内容を公表します。

《公表内容》

(ア) 最優秀提案者の名称、評価、選定理由

(イ) 提案者数

(ウ) 委員会委員の氏名

#### ウ その他

採択者に選定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日および休日を除く。）以内に、知事に対して書面（様式任意）により説明を求めることができます。

説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、10日（土曜日、日曜日および休日を含む。）以内に書面により回答します。

書面は担当部局まで持参するものとし、持参以外の方法は認めません。

## 8 本手続に係る注意事項

### (1) 使用する言語等

本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとし、

### (2) 失格または無効

提案者または企画提案書が次のいずれかに該当するときは、失格または無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類を提出したとき。

イ 提出書類に虚偽の内容を記入したとき。

ウ 記入すべき事項の全部または一部が記入されていないとき。

エ 記入すべき事項以外の内容が記入されているとき。

オ 本要領に違反すると認められるとき。

カ 審査会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。

キ 他の提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行ったとき。

ク 選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示したとき。

ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。

### (3) 著作権等

提出された企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、

また、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとし、

### (4) 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書を提出することはできません。

### (5) 提出書類の変更の禁止

提出後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めません。

### (6) 提出書類の返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

なお、提案者に無断で本選定以外には使用しません。

### (7) 経費の負担

参加表明者および提案者が本手続に要した経費は、すべて参加表明者および提案者の負担とします。

### (8) その他

ア 提案者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の内容に同意したものとします。

イ 本手続に係る情報公開請求があった場合には、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）に基づき、提案者名、提出書類等を公開することがあります。

## 審査の項目と採点の配分内訳

審査項目	評価の観点	配点
1 基本的考え方、コンセプト	開催目的を理解し、来場する県民が、ふくいの木 の良さやその利用の意義等の理解を深め、ふくい の木の利用促進を図るための基本的な考え方（全 体のコンセプト）が記載されているか。	20 点
2 必須事項の企画等	以下の項目について、県民が木に触れ、遊び、体 験できる魅力的な企画が提案されているか。 ・大型木製遊具や木製玩具の設置等により大人数 が一度に楽しめる企画 ・ふくいの木を使用する工務店、木工所および製 材所等の PR および製品の展示・販売等の企画	20 点
3 独自提案	必須事項のほか、効果的な提案があるか。	10 点
4 会場レイアウト	来場者が体験、展示等を通じ、木の良さを知るこ とができるゾーニングが行われているか。	10 点
5 運営体制	出展団体等との調整を含め、イベントの円滑な設 営・運営体制が計画されているか。	10 点
6 広報	県内に広く発信できるような効果的な広報活動が 提案されているか。	10 点
7 実現性・継続性	以下のことについて、提案されているか。 ・開催に係るスケジュール、経費その他必要な調 整等が明確かつ実現可能であるか。 ・企画提案書において県の負担金限度額を超過す る開催費用を見込む場合、来場者から入場料、 出展者からの出展料および協賛企業からの協賛 金などの収入等が明確かつ実現可能であるか。 ・県の事業終了後、継続的な開催が見込めるか。	20 点